

令和3年度集団指導資料

# 実地指導を通じての留意点について



居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

令和3年7月 前橋市指導監査課



# 主な指摘事項

前橋市が実施した実地指導において行った主な指摘事項は次のとおりです。



# 1 人員に関する基準

## 【事例】

①従業者の員数が、常勤換算方法で2.5より少ない。

## 【留意点】

常勤換算方法で2.5以上の従業員を置いてください。（基準省令第5条第1項）



## 2 運営に関する基準 (1/14)

### 【事例】

①重要事項説明書が作成されていませんでした。

### 【留意点】

重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得てください。

(基準省令第9条第1項)



## 2 運営に関する基準 (2/14)

### 【事例】

②重要事項説明書が事業所内に掲示されていませんでした。

### 【留意点】

事業所の見やすい場所に掲示してください。

(基準省令第35条)



## 2 運営に関する基準 (3/14)

### 【事例】

③重要事項説明書を作成しているが、内容に不備がある。

### 【留意点】

必要とされる事項は漏れなく記載してください。  
(基準省令第9条第1項)



## 2 運営に関する基準 (4/14)

### 【事例】

④重要事項説明書を交付していないことが認められました。

### 【留意点】

重要事項説明書につきましては、利用者に交付して、説明を行い、同意を得ることが必要となります。（基準省令第9条第1項）



## 2 運営に関する基準 (5/14)

### 【事例】

⑤受給者証の事業者記入欄に必要な事項を記載していませんでした。

### 【留意点】

利用者の受給者証の事業者記入欄に必要な事項を記載してください。

(基準省令第10条第1項)





## 2 運営に関する基準 (6/14)

### 【事例】

⑥契約内容報告書が提出されていない事例がありました。

### 【留意点】

受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し、遅滞なく報告してください。

(基準省令第10条第3項)



## 2 運営に関する基準（7/14）

### 【事例】

⑦法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合において、利用者に対し介護給付費の額が通知されていませんでした。

### 【留意点】

サービスの種類、サービスの提供年月、代理受領した額を記載した通知としてください。

（基準省令第23条第1項）



## 2 運営に関する基準 (8/14)

### 【事例】

⑧個別支援計画について、サービス提供責任者ではない者が作成者となっていました。

### 【留意点】

個別支援計画はサービス提供責任者が作成してください。

(基準省令第26条第1項)



## 2 運営に関する基準 (9/14)

### 【事例】

- ⑨個別支援計画を利用者等に交付していない事例がありました。
- ⑩個別支援計画を利用者及びその同居の家族に説明していませんでした。

### 【留意点】

個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対して、計画の目標や内容を説明し、同意を得てください。（基準省令第26条第2項）



## 2 運営に関する基準 (10/14)

### 【事例】

⑪ サービス提供責任者が、利用者の状況を把握・分析し解決すべき課題を明らかにし、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を行ったアセスメントの記録がありませんでした。

### 【留意点】

アセスメントから始まる計画作成の一連のプロセスを経て、個別支援計画を作成してください。

(基準省令第26条第1項)



## 2 運営に関する基準（11/14）

### 【事例】

⑫個別支援計画と利用実態が相違している。

### 【留意点】

個別支援計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行ってください。

（基準省令第26条第3項）



## 2 運営に関する基準 (12/14)

### 【事例】

⑬秘密保持に係る必要な措置が講じられていない。

### 【留意点】

他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得てください。

(基準省令第36条第3項)



## 2 運営に関する基準 (13/14)

### 【事例】

⑭従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていませんでした。

### 【留意点】

誓約書を取る、雇用契約書、就業規則に明示しておくなどの措置が挙げられます。

(基準省令第36条第1項、第2項)





## 2 運営に関する基準 (14/14)

### 【事例】

⑮利用者又はその家族からの苦情を受けた場合において、内容が記録されていませんでした。

### 【留意点】

苦情の発生した事例がなくても、実際に発生したときに、従業者のうちだれが記録を行っても、記録すべき項目にもれがないよう、あらかじめ記録様式を整備しておく必要があります。

(基準省令第39条第2項)



### 3 給付関係(1/3)

#### 【事例】

①2人の従業者により介護を行っているが、利用者や家族の同意を得ていない。

#### 【留意点】

2人の居宅介護従業者等による居宅介護等を行う場合は、個別支援計画等により利用者や家族の同意を得てください。

(報酬告示別表第1の1注10、厚生労働省大臣が定める要件H18厚労告546)



### 3 給付関係(2/3)

#### 【事例】

②初回加算の算定にあたり、サービス提供責任者のサービス提供又は同行の記録がない事例が見受けられました。

#### 【留意点】

初回加算の算定要件にある、サービス提供責任者のサービス提供、同行の記録を残してください。

(報酬告示別表第1の2、留意事項通知第二の2  
(1) ⑱)



### 3 給付関係(3/3)

#### 【事例】

③喀痰吸引等支援体制加算の算定にあたり、喀痰吸引を行った記録が漏れている事例がありました。

#### 【留意点】

加算においては、その実施した記録が必要となります。

(報酬告示別表第1の4)

